

2024年4月17日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
アドバンス・ロジスティクス投資法人  
代表者名 執行役員 木村 知之  
(コード番号 3493)

資産運用会社名  
伊藤忠リート・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 東海林 淳一  
問合せ先 物流戦略部長 篠田 弘  
TEL:0120-300-780

## 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

アドバンス・ロジスティクス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催した本投資法人役員会において、下記内容の規約一部変更及び役員選任案を2024年5月27日開催予定の第5回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該議案は、上記投資主総会での承認可決をもって有効となります。

### 記

#### 1. 規約一部変更の主な内容及び理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）（以下「整備法」といいます。）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、整備法第10条第9項の定めに基づき同日をもって本投資法人の規約に投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされているところ、確認的にその旨を規定するとともに、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）で定める範囲に限定できる旨を規定し、関連する所要の変更を行うものです。
- (2) 将来、本投資法人が借入先の多様化を進めるにあたり、信用金庫から融資を受けることも想定されることから、そのためには「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があるため、規約第31条に定める本投資法人における資産運用の対象に、信用金庫法に定める出資を追加し、関連する所要の変更を行うものです。

（規約変更に関する詳細につきましては、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

#### 2. 役員選任について

執行役員木村知之は本投資主総会の終結の時をもって任期満了となることから、新たに執行役員1名の選任についての議案を提出いたします。監督役員遠山壮一及び島村和也の各氏は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となることから、監督役員の員数を1名増員し、新たに監督役員3名の選任についての議案を提出いたします。

また、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名及び補欠監督役員1名の選任にかかる議案を提出いたします。

- (1) 執行役員候補者  
高坂 健司 (新任)
- (2) 監督役員候補者  
遠山 壮一 (重任)  
島村 和也 (重任)  
荻田 多恵 (新任)
- (3) 補欠執行役員候補者  
東海林 淳一 (新任)  
大久保 暁彦 (重任)
- (4) 補欠監督役員候補者  
得重 貴史 (新任)

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

### 3. 本投資主総会に関する日程

- 2024年4月17日 第5回投資主総会提案議案の役員会承認
- 2024年5月10日 「第5回投資主総会招集ご通知」の発送 (予定)
- 2024年5月27日 第5回投資主総会開催 (予定)

以上

(別紙) 第5回投資主総会招集ご通知

#### アドバンス・ロジスティクス投資法人とは

伊藤忠グループの資産運用会社「伊藤忠リート・マネジメント株式会社」が運用する物流特化型リートです。  
スポンサーである伊藤忠グループとの「拡張的協働関係」に基づき、「安定的」な運用、成長を目指してまいります。

※「アドバンス」は、伊藤忠リート・マネジメント株式会社が運用する不動産投資法人の共通ブランドネームです。

本投資法人のホームページアドレス : <https://www.adl-reit.com/>  
資産運用会社のホームページアドレス : <https://www.itc-rm.co.jp/>

(証券コード 3493)  
(発信日) 2024年5月10日  
(電子提供措置の開始日) 2024年5月2日

## 投資主各位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
アドバンス・ロジスティクス投資法人  
執行役員 木村 知之

### 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は本投資法人に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月24日（金曜日）午後5時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、規約第14条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイト

において公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
  - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
  - (3) 解散
  - (4) 投資口の併合
  - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
  - (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイトに「第5回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。

本投資法人のウェブサイト  
<https://www.adl-reit.com/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
敬具

## 記

1. 日 時：2024年5月27日（月曜日）午前10時00分  
受付開始予定時刻 午前9時30分
2. 場 所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1  
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案：監督役員3名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご出席の場合は、議決権行使書面とともに委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は、本投資法人の規約第12条第1項により、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名に限ります。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、本投資法人提案については賛の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://www.adl-reit.com/>) 及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条但書及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号) (以下「整備法」といいます。) 附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、整備法第10条第9項の定めに基づき同日をもって本投資法人の規約に投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされているところ、確認的にその旨を規定するとともに、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。) で定める範囲に限定できる旨を規定し、関連する所要の変更を行うものであります(変更案第9条第5項、第6項及び第29条)。
- (2) 将来、本投資法人が借入先の多様化を進めるにあたり、信用金庫から融資を受けることも想定されるところ、そのためには「信用金庫法」(昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。) (以下「信用金庫法」といいます。) に基づく出資を行う必要があるため、規約第31条に定める本投資法人における資産運用の対象に、信用金庫法に定める出資を追加し、関連する所要の変更を行うものであります(変更案第31条第3項及び第36条第1項(9))。



| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第31条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～2. （記載省略）</p> <p>3. 本投資法人は、不動産等又は不動産対応証券への投資に付随して次に掲げる権利に投資することができる。</p> <p>①～⑨ （記載省略）<br/>（新設）</p> <p>⑩ 上記①から⑨までに掲げる資産のいずれかを信託する信託の受益権</p> <p>⑪ 信託財産を主として上記①から⑨までに掲げる資産のいずれかに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>⑫ 上記①から⑨までに定めるもののほか、不動産等又は不動産対応証券への投資に付随して取得が必要又は有益となるその他の権利</p> <p>4. （記載省略）</p> | <p>第31条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. ～2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人は、不動産等又は不動産対応証券への投資に付随して次に掲げる権利に投資することができる。</p> <p>①～⑨ （現行どおり）</p> <p>⑩ <u>信用金庫法（昭和26年法律第238号。その後の改正を含む。）に定める出資</u></p> <p>⑪ 上記①から⑩までに掲げる資産のいずれかを信託する信託の受益権</p> <p>⑫ 信託財産を主として上記①から⑩までに掲げる資産のいずれかに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>⑬ 上記①から⑩までに定めるもののほか、不動産等又は不動産対応証券への投資に付随して取得が必要又は有益となるその他の権利</p> <p>4. （現行どおり）</p> |



| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p style="text-align: center;">（記載省略）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(8)（記載省略）</p> <p>(9) 金銭の信託の受益権（第31条第3項⑪に定めるもの）</p> <p>投資運用する資産に応じて、上記第1号乃至第8号まで及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(10)（記載省略）</p> <p>2. ～3.（記載省略）</p> | <p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(8)（現行どおり）</p> <p>(9) 金銭の信託の受益権（第31条第3項⑫に定めるもの）</p> <p>投資運用する資産に応じて、上記第1号乃至第8号まで及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(10)（現行どおり）</p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p> |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員木村知之は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに執行役員の選任をお願いするものです。本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人現行規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、就任する2024年5月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2024年4月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 主要略歴                                |                                           | 保有投資口数<br>(口) |
|----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------|---------------|
| こうさか けんじ<br>高坂 健司<br>(1965年7月5日) | 1988年4月                             | 伊藤忠商事株式会社 入社 大阪建設第二部                      | -             |
|                                  | 1994年4月                             | 同社 大阪建設部                                  |               |
|                                  | 1999年4月                             | 同社 不動産事業開発部                               |               |
|                                  | 2001年7月                             | 同社 大阪建設部大阪建設第四課長代行                        |               |
|                                  | 2002年10月                            | 同社 建設部建設第三課長代行                            |               |
|                                  | 2004年4月                             | 同社 建設部建設第二課長兼建設不動産投資顧問室長                  |               |
|                                  | 2005年6月                             | ADインベストメント・マネジメント株式会社<br>出向 常務取締役投資開発部長   |               |
|                                  | 2008年2月                             | 同社 代表取締役社長 兼 投資開発部長                       |               |
|                                  | 2008年3月                             | 旧アドバンス・レジデンス投資法人 執行役員                     |               |
|                                  | 2008年4月                             | ADインベストメント・マネジメント株式会社<br>代表取締役社長          |               |
|                                  | 2010年3月                             | アドバンス・レジデンス投資法人 執行役員                      |               |
|                                  | 2010年3月                             | ADインベストメント・マネジメント株式会社<br>代表取締役社長 兼 内部監査室長 |               |
|                                  | 2013年6月                             | 同社 代表取締役社長                                |               |
|                                  | 2019年6月                             | イトーピア・アセットマネジメント株式会社<br>代表取締役社長           |               |
|                                  | 2019年6月                             | ADインベストメント・マネジメント株式会社<br>取締役 (非常勤)        |               |
| 2019年6月                          | 旧伊藤忠リート・マネジメント株式会社<br>取締役 (非常勤)     |                                           |               |
| 2021年10月                         | ADインベストメント・マネジメント株式会社<br>専務取締役      |                                           |               |
| 2022年6月                          | 伊藤忠リート・マネジメント株式会社<br>取締役専務執行役員 (現任) |                                           |               |

- ・会社名等は、原則として在籍時の旧称に統一して記載しています。以下同じです。
- ・旧 アドバンス・レジデンス投資法人は、2010年3月1日付で日本レジデンシャル投資法人と新設合併しています（現 アドバンス・レジデンス投資法人）。
- ・旧 伊藤忠リート・マネジメント株式会社は、2022年6月1日付で本投資法人の資産運用会社（現 伊藤忠リート・マネジメント株式会社）に吸収合併されております。以下同じです。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社の取締役専務執行役員を兼任しております。上記執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員の選任が承認された場合、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

### 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員2名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第18条第3項本文の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2024年4月17日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、東海林淳一を第一順位、大久保暁彦を第二順位とします。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 主要略歴     |                                   | 保有投資口数<br>(口) |
|-------|--------------------------------------|----------|-----------------------------------|---------------|
| 1     | しょうじ じゅんいち<br>東海林 淳一<br>(1965年6月26日) | 1988年4月  | 伊藤忠商事株式会社 入社                      | 45            |
|       |                                      | 1999年4月  | 株式会社センチュリー21・ジャパン 出向<br>(東京駐在)    |               |
|       |                                      | 2002年4月  | 伊藤忠商事株式会社 大阪建設部大阪建設<br>第一課長       |               |
|       |                                      | 2007年4月  | 同社 建設・不動産部門企画統轄課長                 |               |
|       |                                      | 2009年4月  | 同社 建設第一部建設第一課長                    |               |
|       |                                      | 2010年4月  | 同社 建設第一部長代行                       |               |
|       |                                      | 2012年4月  | ADインベストメント・マネジメント株式<br>会社 出向 社長補佐 |               |
|       |                                      | 2012年6月  | 同社 常務取締役管理本部長                     |               |
|       |                                      | 2016年10月 | 伊藤忠商事株式会社 建設・物流部門長補佐              |               |
|       |                                      | 2017年2月  | 旧 伊藤忠リート・マネジメント株式会社<br>代表取締役      |               |
|       |                                      | 2018年5月  | 本投資法人 執行役員                        |               |
|       |                                      | 2022年6月  | 伊藤忠リート・マネジメント株式会社<br>代表取締役社長 (現任) |               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 主 要 略 歴                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 保有投<br>資口数<br>(口) |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | おおくぼ あきひこ<br>大久保 暁彦<br>(1976年4月11日) | 2002年10月<br>2006年8月<br>2008年12月<br><br>2011年1月<br>2014年4月<br><br>2014年12月<br><br>2016年6月<br><br>2020年3月<br><br>2020年5月<br>2021年10月<br><br>2023年5月 | 弁護士登録<br>株式会社日興コーディアルグループ 出向<br>財務省（関東財務局証券取引等監視官部<br>門） 任期付き公務員<br>白石綜合法律事務所 入所 パートナー<br>篠崎綜合法律事務所 入所 パートナー<br>(現任)<br>オリックス・アセットマネジメント株式会社<br>コンプライアンス委員会外部委員（非常勤）<br>あかつき証券株式会社 社外監査役（非<br>常勤）（現任）<br>旧 伊藤忠リート・マネジメント株式会社<br>法律顧問<br>本投資法人 補欠執行役員（現任）<br>株式会社アセットリアルティマネジメント<br>取締役（非常勤）<br>同社 コンプライアンス委員会外部委員<br>(非常勤)（現任） | —                 |

- ・上記補欠執行役員候補者東海林淳一が保有する本投資法人の投資口数には、2024年4月17日現在の伊藤忠リート・マネジメント株式会社の役員持投資口会における持分投資口数を含んでおります。
- ・上記補欠執行役員候補者東海林淳一は、本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記各補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記各補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

#### 第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員遠山壮一及び島村和也の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督体制のさらなる充実及び強化を図ることを目的として、本投資法人の監督役員の員数を1名増員し、監督役員3名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、就任する2024年5月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 主要略歴     |                                  | 保有投資口数<br>(口) |
|-------|-----------------------------------|----------|----------------------------------|---------------|
| 1     | とやま そういち<br>遠山 壮一<br>(1971年5月17日) | 1994年4月  | 中央クーパーズ・アンド・ライブランド国際<br>税務事務所 入所 | —             |
|       |                                   | 1997年4月  | 国税庁 入庁                           |               |
|       |                                   | 1999年7月  | 日本貿易振興会 出向                       |               |
|       |                                   | 2002年7月  | 財務省 出向                           |               |
|       |                                   | 2007年4月  | 税理士法人プライスウォーターハウスクー<br>パーズ 入所    |               |
|       |                                   | 2007年4月  | 公認会計士登録                          |               |
|       |                                   | 2009年8月  | 税理士登録                            |               |
|       |                                   | 2011年10月 | 遠山公認会計士事務所 設立 所長 (現任)            |               |
|       |                                   | 2013年12月 | マッコリーアセットマネジメント株式会社<br>監査役 (非常勤) |               |
|       |                                   | 2016年4月  | ミズタニ自転車株式会社 監査役 (非常勤)<br>(現任)    |               |
|       |                                   | 2017年6月  | 日本化学工業株式会社 監査等委員 (非常<br>勤) (現任)  |               |
|       |                                   | 2017年9月  | 明星監査法人 社員 (非常勤)                  |               |
|       |                                   | 2018年5月  | 本投資法人 監督役員 (現任)                  |               |
|       |                                   | 2019年3月  | ライコン・カレンシー・ジャパン株式会社<br>監査役 (非常勤) |               |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                      | 主 要 略 歴                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 保有投<br>資口数<br>(口) |
|-----------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | しまむら かずや<br>島村 和也<br>(1972年10月20日) | 1995年10月<br>1998年4月<br>2004年10月<br>2004年10月<br>2008年3月<br>2008年6月<br>2008年7月<br>2012年7月<br>2014年3月<br>2015年6月<br>2017年1月<br>2017年1月<br>2018年7月<br>2019年10月<br>2022年3月<br>2022年9月<br>2023年12月 | 監査法人トーマツ 入所<br>公認会計士登録<br>弁護士登録<br>阿部・井窪・片山法律事務所 入所<br>島村法律会計事務所 開設 代表 (現任)<br>株式会社ソディックプラスチック 監査役<br>(非常勤)<br>株式会社スリー・ディー・マトリックス<br>監査役 (非常勤)<br>同社 取締役 (非常勤) (現任)<br>コスモ・バイオ株式会社 取締役 (非常勤)<br>アイビーシステム株式会社 監査役 (非常<br>勤)<br>株式会社アズーム 監査役 (非常勤)<br>株式会社 CAICA DIGITAL<br>取締役 (非常勤)<br>本投資法人 補欠監督役員<br>株式会社明豊エンタープライズ 取締役<br>(監査等委員) (非常勤) (現任)<br>コスモ・バイオ株式会社 取締役 (監査等<br>委員) (非常勤) (現任)<br>本投資法人 監督役員 (現任)<br>株式会社アズーム 取締役 (監査等委員)<br>(非常勤) (現任) | —                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                    | 主 要 略 歴                                  |                                                       | 保有投<br>資口数<br>(口) |
|-----------|----------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | おぎた た え<br>荻田 多恵<br>(1975年3月29日) | 1997年4月<br>2007年9月<br>2007年9月<br>2023年1月 | TIS株式会社 入社<br>弁護士登録<br>TMI総合法律事務所 入所<br>同所 カウンセル (現任) | —                 |

- ・ 上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者のうち遠山壮一及び島村和也は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者のうち遠山壮一及び島村和也は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記監督役員候補者のうち荻田多恵は、本議案により監督役員の選任が承認された場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。



## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第4号議案が可決されることを条件として、本投資法人現行規約第18条第3項本文の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了するときまでとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 主要略歴     |                                       | 保有投資口数<br>(口) |
|-----------------------------------|----------|---------------------------------------|---------------|
| とくしげ たかし<br>得重 貴史<br>(1985年11月7日) | 2011年12月 | 弁護士登録                                 | —             |
|                                   | 2011年12月 | 助川法律事務所 入所 勤務弁護士                      |               |
|                                   | 2012年6月  | 法政大学法科大学院 特任講師 (非常勤) (現任)             |               |
|                                   | 2014年5月  | 医療法人社団 清湘会 役員 (評議員) (非常勤) (現任)        |               |
|                                   | 2014年11月 | 文部科学省研究開発局参事官 (原子力損害賠償担当)             |               |
|                                   |          | 原子力損害賠償紛争解決センター 調査官                   |               |
|                                   | 2015年7月  | カリフォルニア大学バークレー校 客員研究員                 |               |
|                                   | 2016年8月  | 中山国際法律事務所 入所 勤務弁護士                    |               |
|                                   | 2019年3月  | 銀座得重法律事務所 開設 代表弁護士 (現任)               |               |
|                                   | 2024年3月  | 株式会社ワーナーミュージック・ジャパン<br>法務部マネージャー (現任) |               |

- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金や争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

また、本投資法人の規約第14条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、本投資法人の規約第14条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、投資主総会に提出されることについて本投資法人のウェブサイトにおいて公表した2024年4月17日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2024年4月17日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に少数投資主から当該各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://www.adl-reit.com>) に掲載いたします。

以 上

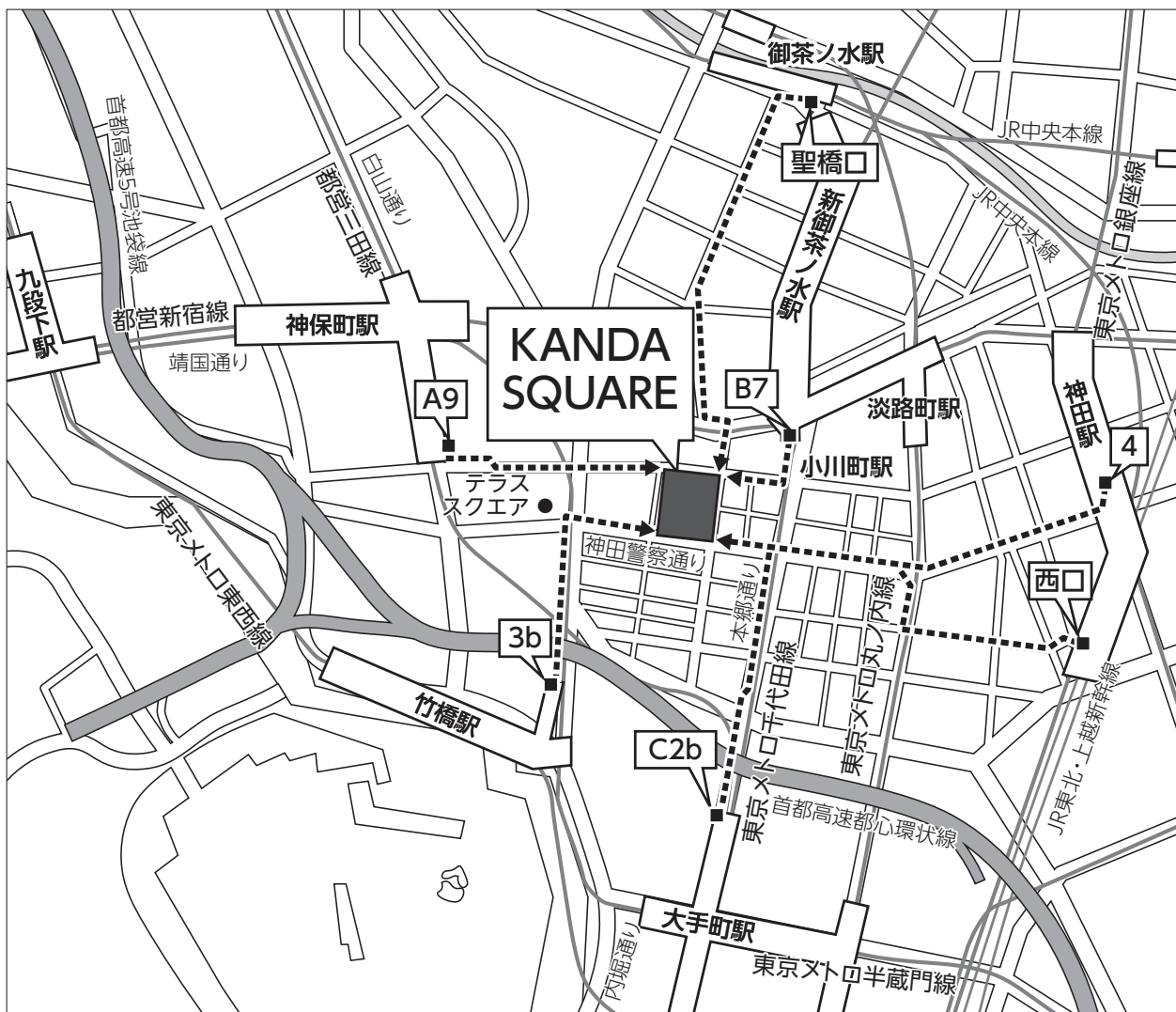




# 投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1  
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM

電 話：03-6811-7866



## 交通のご案内

都営新宿線 小川町駅 B7 出口より徒歩3分  
東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 B7 出口より徒歩3分  
東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B7 出口より徒歩3分  
東京メトロ半蔵門線 神保町駅 A9 出口より徒歩5分  
東京メトロ東西線 竹橋駅 3b 出口より徒歩6分  
東京メトロ千代田線 大手町駅 C2b 出口より徒歩8分  
JR中央・総武線 御茶ノ水駅 聖橋口より徒歩9分  
東京メトロ銀座線 神田駅 4番出口より徒歩10分  
JR各線 神田駅 西口より徒歩10分

お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。